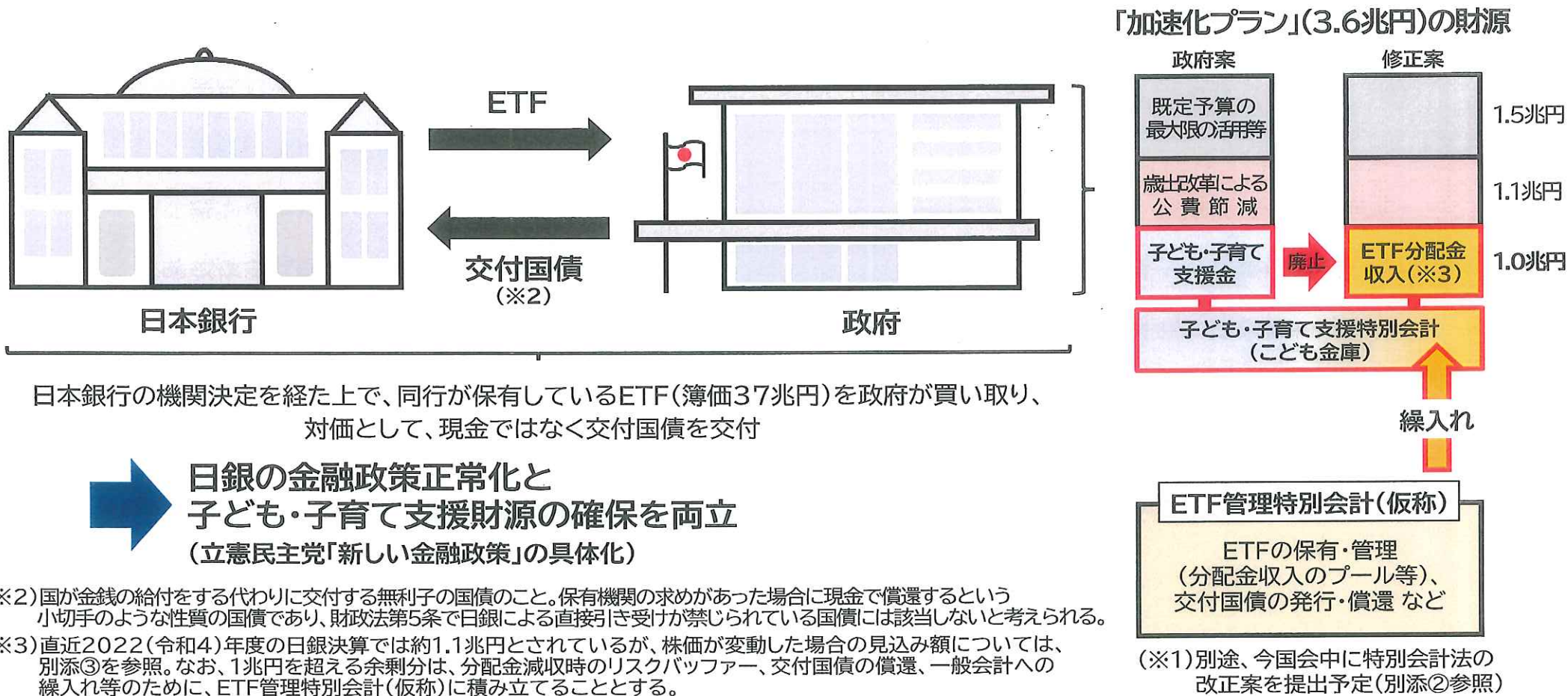


閣法「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」修正案について(概要)

本修正案は、(1)子育て世代の負担増に繋がる「子ども・子育て支援金」を廃止し、(2)現在日本銀行が保有しているETFから得られる分配金収入を代替財源として活用するために、所要の措置(※1)を講じるものである(別添①参照)。



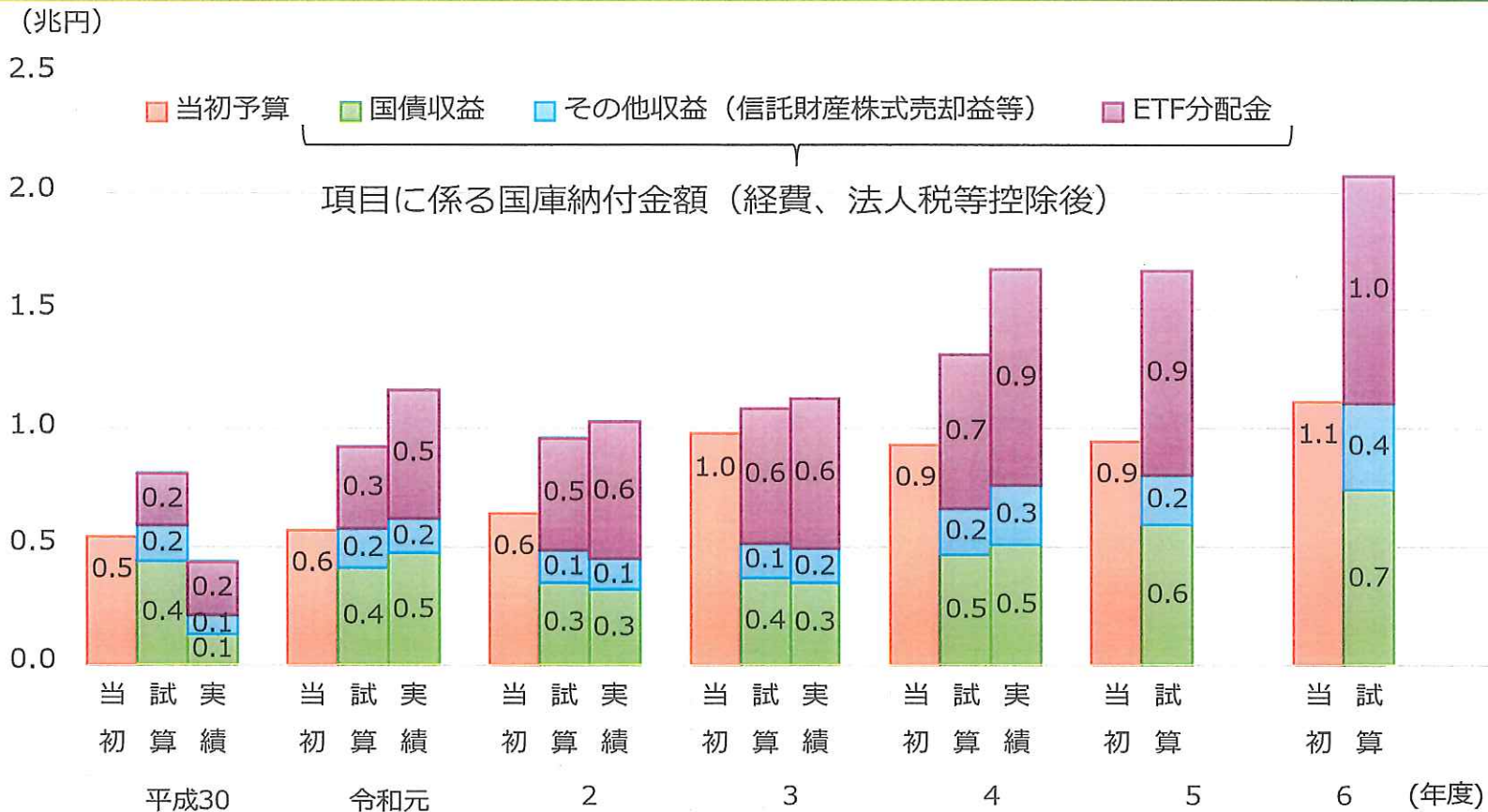
日銀の金融政策正常化と子ども・子育て支援財源の確保を両立
(立憲民主党「新しい金融政策」の具体化)

(※2) 国が金銭の給付をする代わりに交付する無利子の国債のこと。保有機関の求めがあった場合に現金で償還するという小切手のような性質の国債であり、財政法第5条で日銀による直接引き受けが禁じられている国債には該当しないと考えられる。

(※3) 直近2022(令和4)年度の日銀決算では約1.1兆円とされているが、株価が変動した場合の見込み額については、別添③を参照。なお、1兆円を超える余剰分は、分配金減収時のリスクバッファ、交付国債の償還、一般会計への繰入れ等のために、ETF管理特別会計(仮称)に積み立てることとする。

当初予算における日銀国庫納付金の積算（試算）

- 当初予算の積算は国債利息収益等の予見可能性の高い項目でほとんどが説明可能。
- ETF 分配金は当初予算においてあまり考慮されていないと考えられる。



(注1) 国債残高及び保有国債の表面利率はストック効果が大きいため予算編成段階である程度予見可能、その他収益（信託財産株式売却益や外貨資産利息収益）、ETF 分配金は前年度上半期時点の実績をベースに同様の金融環境が翌年度も継続すると仮定して試算。

(注2) 試算値・実績値の経費及び補完当座預金制度利息は国債収益及びその他収益のシェアで按分。試算値の法人税率及び国債収益に係る債券取引損失引当金の引当率は過去の平均的な値を使用し、日本銀行の会計規程に則して試算した。なお、金額の小さな項目及び外国為替差損益は捨象している。

出典：財務省「予算書」、日本銀行「決算」を基に階猛事務所作成
令和6年4月26日（金）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化

□ 企業と投資家の建設的な対話の促進により、中長期的な企業価値向上を促すため、「共同保有者」の範囲を明確化

課題と対応

課題

- 投資家には、個別企業に対する深い理解に基づき、企業と対話（エンゲージメント）することが求められる中、協働エンゲージメント(*)の積極的活用により、質的・量的なリソース不足を補い、対話の実効性を高めることが重要

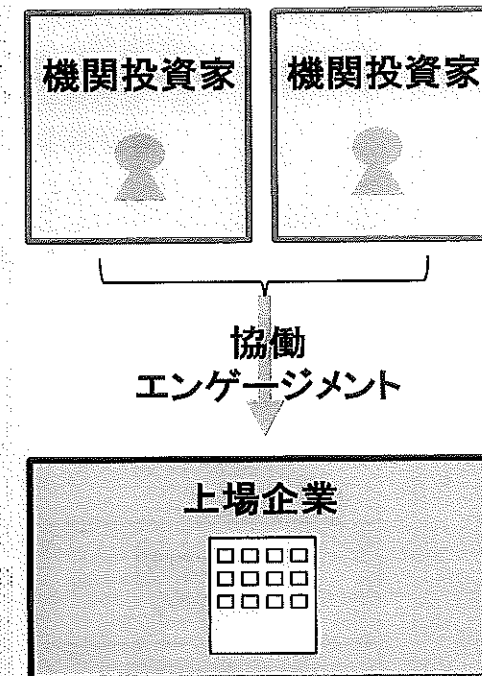
※ 複数の投資家が協調して個別の投資先企業に対し特定のテーマについて対話を行うこと

- しかし、大量保有報告制度における「共同保有者」(*)の範囲が法令上不明確であることが、協働エンゲージメントの支障となっているとの指摘がある

※ 複数の投資家（投資家A■%、投資家B□%）が「共同保有者」（＝共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者）に該当すると、合算した保有割合（■%＋□%）が5%超となれば、大量保有報告書の提出が求められる

対応

- 中長期的な企業価値向上に資する協働エンゲージメントを促進する観点から、法令により「共同保有者」の範囲を明確化する



「共同保有者」の範囲の明確化

- 複数の投資家が「経営に重大な影響を与えるような合意」を行わない(*)限り、「共同保有者」に該当しないことを明確化

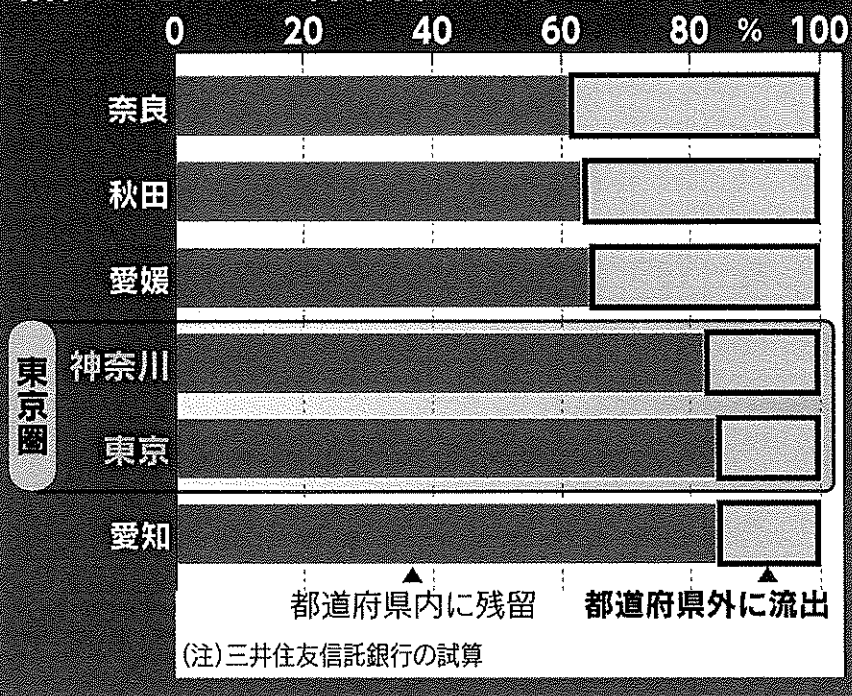
【改正金商法第27条の23第5項】

※ 配当方針や資本政策の変更といった、企業支配権に直接関係しない提案を共同して行う場合等を想定

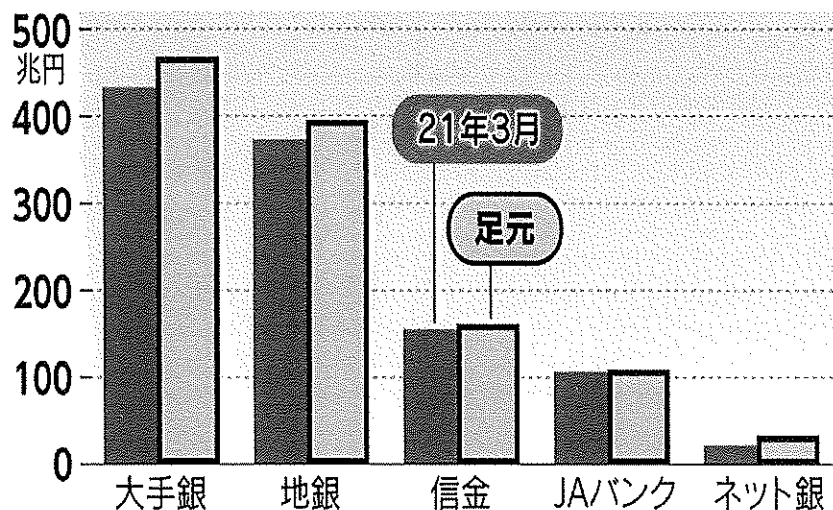
(参考) 他方、複数の投資家による潜脱的な報告書不提出など、市場の公正性を脅かしかねない事例に適切に対応すべく、役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合に「共同保有者」とみなす規定を整備する予定[政令改正事項]

改正事項

相続で地方から都市部への資金移動が発生



信金の預金は前年比マイナスが迫る



(注)大手銀と地銀、JAバンクの足元は2月時点、信金は3月時点、ネット銀は主要6行で23年12月時点
 (出所)日銀、信金中金、JAバンク、ネット銀は貸借対照表計上額

出典：令和6年4月14日 日本経済新聞 朝刊 記事より抜粋
 令和6年4月26日 (金) 衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

投資運用業者の参入促進

課題と対応

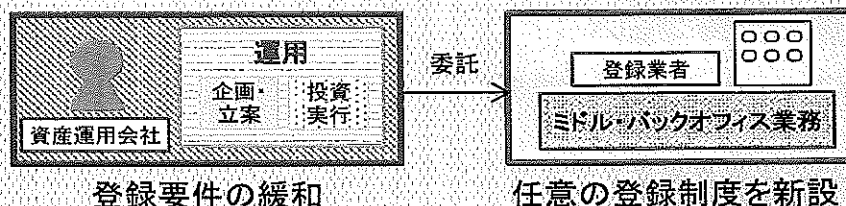
- 登録に当たり、運用人材の確保に加え、ミドル・バックオフィス業務の人材も確保する負担大

課題



「ミドル・バックオフィス業務」の委託に係る制度整備

対応



登録要件の緩和

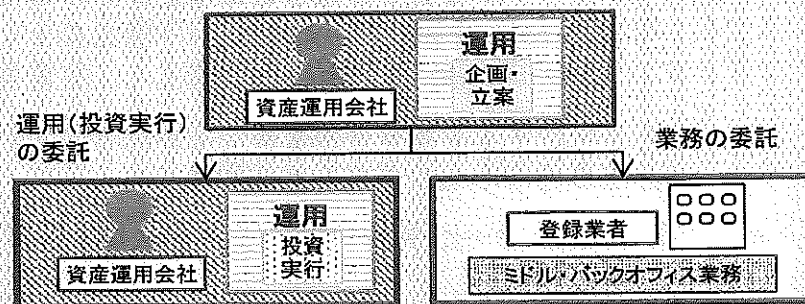
任意の登録制度を新設

- 分業化が進展する欧米では、更に、運用の企画・立案をする業者がファンドの運営機能に特化し、運用(投資実行)を全部委託する形態が一般的

日本の現行法

ファンドの運営機能(企画・立案)に特化することは不可

ファンドの運営機能(企画・立案)への特化を可能とする



ミドル・バックオフィス業務に係る業の創設と投資運用業の登録要件緩和

- 投資運用業者からミドル・バックオフィス業務(法令遵守、計理等)を受託する事業者の任意の登録制度を創設。行為規制(善管注意義務等)等を適用し、当局により直接モニタリング
【改正金商法第66条の71等】
- 当該登録業者に委託した場合には、投資運用業の登録要件を緩和(人的な体制の整備)【改正金商法第29条の4第1項第1号の2等】
- 投資運用業者が金銭等の預託を受けない場合は、資本金要件を引下げ(5000万円→例えば1000万円)【政令改正事項】。そのため、投資運用業の登録時に預託の有無の記載を義務付け
【改正金商法第29条の2第1項第5号の2】

運用(投資実行)権限の全部委託を可能とする

- 投資運用業者が、ファンドの運営機能(企画・立案)に特化し、様々な運用業者へ運用(投資実行)を委託できるよう、運用(投資実行)権限の全部委託を可能とする
【改正金商法第42条の3第2項、改正投信法第12条等】
- 運用(投資実行)権限を委託する場合には、委託元(ファンドの企画・立案をする投資運用業者)が運用の対象や方針を決定し、委託先を管理することを義務付け
【改正金商法第42条の3第2項】

出典：金融庁作成資料

令和6年4月26日(金)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

金商法第 29 条の 4

改正後	改正前
<p>(登録の拒否)</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>一之二 <u>法人である場合においては、登録申請の対象となる金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員（略）又は使用人を確保していないと認められる者。ただし、登録申請者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（略）に委託する場合における当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保していれば足りるものとする。</u></p> <p>二～七 略</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>イ～二 略</p> <p>ホ <u>金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者</u></p> <p>二～七 略</p>

出典：金融庁作成資料

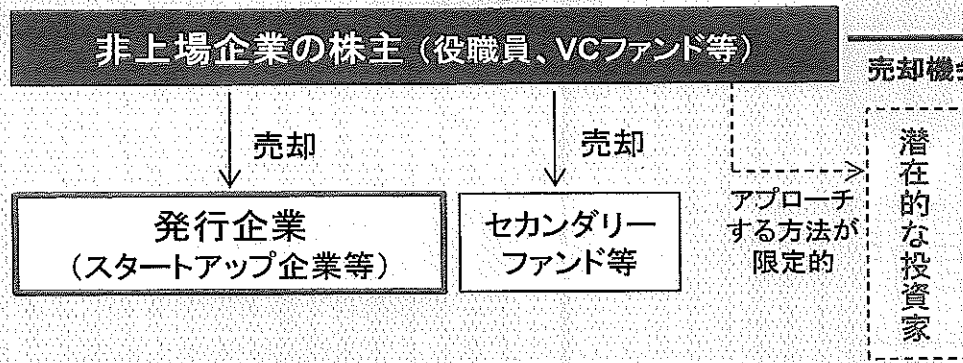
令和 6 年 4 月 2 6 日（金）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

非上場有価証券の流通活性化

□ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化

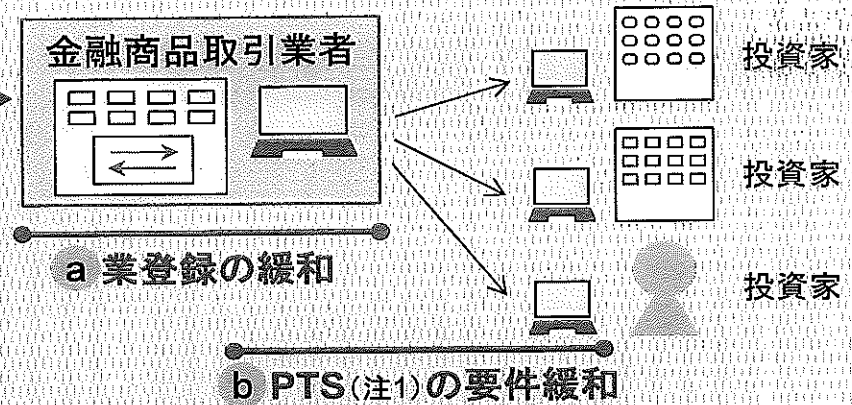
課題

- 現状、非上場株式の売却は限定的
(潜在的な投資家にアプローチできず、換金が容易でない)
⇒ 換金のために小粒上場を行い、その後の成長停滞の原因となっているとの指摘



対応

- 非上場株式の仲介業務を行う事業者の参入を促進し、株主に売却・換金の機会を提供



課題と対応

改正事項

a 非上場有価証券の仲介業者の登録要件緩和

- プロ投資家(特定投資家)を対象(注2)として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和(資本金要件の引下げ(5000万円→例えば1000万円)[政令改正事項]、自己資本規制比率等)(注3)[改正金商法第29条の4の4等]
(注2)換金ニーズに応えるため、一般投資家も「売却」は可能
(注3)外国投資信託等を日本のプロ投資家に仲介する場合も対象とする

b 非上場有価証券の電子的な取引の仲介業務(PTS)の参入要件緩和

- 非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合、取引規模が限定的なときは、PTSの認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする
- 現在の認可で求めている追加的な資本金要件(3億円)を課さないこととするとともに、システム要件(システムの二重化[監督指針改正事項])等を緩和(注4)
【改正金商法第30条第1項等】
(注4)取引の管理等に関する必要な規制は適用

(注1)PTS(Proprietary Trading System(私設取引システム))とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

出典：金融庁作成資料

令和6年4月26日(金)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)